

交通災害共済事業実施規則

新潟市火災共済生活協同組合

(総則)

第1条 新潟市火災共済生活協同組合は、交通災害共済事業規約（以下「規約」という。）第40条（実施規則）の規定に基づきこの規則を定めます。

(共済金の控除)

第2条 規約第24条（共済金の種類）による共済金は、被共済者の交通に関する法規違反に基因する傷害の場合は20%以内を控除することがあるものとします。

(共済金受取人の裁定)

第3条 規約第25条（死亡共済金）に規定する共済金受取人がいないときは、次条に規定する委員会がこれを裁定します。

(審査委員会)

第4条 規約第36条（異議の申立て及び審査委員会）第4項に規定する審査委員会の組織及び運営については、審査委員会規則に定めます。

(共済契約の更新を不相当と認める場合)

第5条 この組合は、規約第13条（共済契約者の申込み及び共済契約者の告知義務）第8項の規定により、共済契約者及び共済契約関係者並びに規約第6条（共済金受取人の範囲）第2項に規定する相続人が次のいずれかに該当する場合は当該共済契約を更新しません。

- (1) 過去に共済金又は保険金（共済種目又は保険種目を問いません。以下同じ。）を取得する目的で、共済事故又は保険事故を発生させる行為を行ったとき。
- (2) 過去に共済金又は保険金の請求行為について詐欺行為を行ったとき。
- (3) 過去に数度にわたり、共済金又は保険金を取得していたとき。
- (4) 共済契約者又は共済受取人が次のいずれかに該当するとき。
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他反社会的（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること。
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
 - ④ 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、又はその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- (5) その他、この組合が不相当な者であると認めたとき。

(共済掛金の払込場所)

第6条 規約第15条（共済掛金の払込み）第1項の規定する「この組合の指定する場所」

は、次の各号の方法をいいます。

- (1) この組合の用人による集金
 - (2) この組合が指定する金融機関への口座振込
 - (3) この組合が指定する金融機関による口座振替
- (共済掛金口座振替特則)

第7条 この特則は、規約第15条（共済掛金の払込み）及び規則第6条（共済掛金の払込場所）で規定する共済掛金の払込みを口座振替とする場合に適用します。

2 この特則を適用する場合には、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 口座振替による掛金の払込みに関して、共済契約者から申し出を受け、この組合がその申し出を承諾すること。

(2) 共済契約者からこの組合が指定する金融機関（以下「取扱金融機関」といいます。）に対し、共済契約者が指定する口座（以下「指定口座」といいます。）からの口座振替を依頼すること。

3 共済契約者は、この組合の定めた日（以下「振替日」といいます。ただし、この日が取扱金融機関の休業日の場合は、翌営業日とします。）に指定口座から共済掛金を払い込まなければなりません。

4 前項において、指定口座から振り替えられたときに、共済掛金の払込みがあったものとします。

5 共済契約者は、あらかじめ共済掛金相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

6 共済掛金の口座振替ができなかった場合は、共済契約者は更新する前の共済期間の満了日まで、この組合の事務所又はこの組合の指定する場所に共済掛金を払い込まなければなりません。

7 共済契約者は、取扱金融機関及び指定口座を変更することができます。この場合、共済契約者はあらかじめその旨をこの組合に申し出なければなりません。

8 共済契約者は、口座振替による掛金の払込みを停止することができます。この場合、共済契約者はあらかじめその旨をこの組合に申し出なければなりません。

9 この組合は、振替日及び口座振替の方法を変更することができます。この場合、この組合はあらかじめその旨を共済契約者に通知します。

10 次の各号のいずれかに該当する場合、この特則は消滅します。

- (1) 第2項に規定する条件を満たさなくなったとき
- (2) 共済契約者が口座振替による共済掛金の払込みを停止したとき
- (3) 共済契約者が前項の変更を承諾しないとき

(細則)

第8条 この規則で定めるもののほか、必要な事項は、理事会で定めます。

(改廃)

第9条 この規則の改廃は理事会の議決によります。

(附則)

1 この規則は、令和2年5月18日より実施します。